

## まちなかキャンパスを核とした人材育成・まちづくりの推進に関する連携協定書

北上市（以下「甲」という。）と学校法人北上学園（以下「乙」という。）は、乙の専修大学北上高等学校、専修大学北上福祉教育専門学校及び認定こども園専修大学北上幼稚園（以下「まちなかキャンパス」という。）を核とした多世代における人材育成並びに協働のまちづくりの推進に向け、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに連携・協力して事業を推進することにより、持続可能な地域・世界の創造を担うことのできる人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携・協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次のとおり連携・協力する。

- (1) 甲及び乙は、それぞれの事業の中でよりよい未来を創造できる人材育成事業をさらに推進するものとする。
- (2) 甲及び乙は、乙のまちなかキャンパスを活用した生涯学習・スポーツ活動の推進、健康福祉の増進、子どもの健全な発達・発育に向けた取り組み、子育て支援、多様性社会推進等での様々な取り組みを協働で推進するものとする。
- (3) 甲及び乙は、上記2項の取り組みをまちづくりに活かすこととする。
- (4) 甲は、乙が取り組む人材育成事業に対して、地域資源マッチング、関係組織・団体とのネットワーク構築支援等、より効果を高めるために必要な支援を行うものとする。
- (5) 乙は、甲が取り組む人材育成事業に対して、講師派遣、プログラムの提供、施設・設備等の提供、広報支援等、より効果を高めるために必要な支援を行うものとする。
- (6) 甲及び乙は、その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項に取り組むものとする。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、定期的な対話の場を設けるとともに、必要に応じて随時、協議を行うものとする。

### （経費負担）

第3条 前条に定める連携・協力の実施については、甲及び乙のそれぞれの予算措置の範囲内で行うものとする。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により知り得た秘密について、これを第1条に定める目的のためのみに使用するものとし、当該情報を提示した当事者の事前の許可なしに第三者に提供、開示、又は漏洩しないものとする。

なお、本協定にかかる守秘義務については、本協定が終了した場合においても存続するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期限は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期限が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない条項及び本協定に定める各条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙相互に誠意をもって協議のうえ、解釈するものとする。

本協定成立の証として、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和5年6月23日

甲 北上市芳町1番1号

北上市

北上市長

八重樫浩文



乙 北上市新穀町二丁目4番64号

学校法人北上学園

理事長

宮岡孝之

